

# 「エアーほーほーくん」貸出要領

公益財団法人北海道青少年育成協会

## 1 目的

この要領は、公益財団法人北海道青少年育成協会(以下、「育成協」という。)が所有するキャラクター「ほーほーくん」のエアーぬいぐるみ(以下「エアーほーほーくん」という。)を各種イベント等にて活用することにより、育成協のPR及び地域のこども・若者の成長を応援する取組に寄与することを目的とし、エアーほーほーくんの貸出について必要な事項を定める。

## 2 貸出者

公益財団法人 北海道青少年育成協会

[〒060-005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二道通ビル6階]

## 3 貸出物品

エアーほーほーくん及び付属品(以下、「エアーほーほーくん等」という。)

## 4 貸出対象者

北海道内のかども・若者を応援する団体・企業、育成協賛会員、道内各市町村の自治体及び公共団体、育成協が適当と認める者とする。

## 5 貸出方法

(1) エアーほーほーくん等の借受を希望する者(以下「借受者」という。)は、借受申請書[別紙1]を育成協へ提出する。

なお、提出は、借受日の7日以上前に提出するものとする。

(2) 育成協は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対して、エアーほーほーくん等を貸し出すものとする。

なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(3) 貸し出しに伴う運搬費用は、次のとおりとする。

[発送] 育成協 負担

[返却] 借受者 負担

なお、育成協から直接受け取り、直接返却することも可能。

## 6 貸出期間

原則として7日間以内とし、使用後は速やかに返却する。

## 7 貸出料金

無料とする。

## 8 損害賠償

借受者がエアーほーほーくん等を破損・汚損した場合、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

## 9 その他

- (1) 借受者は、エアーほーほーくんを使用して営利目的の活動を行ってはならない。  
ただし、企業等が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (2) 借受者は、エアーほーほーくんを使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (3) 借受者は、エアーほーほーくん等を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借受者は、エアーほーほーくんの使用等について、[別紙1] 裏面の方法により取り扱わなければならない。
- (5) その他この要領に定めのない事項は、借受者と育成協が協議して決定する。

## 附 則

この要領は、令和7年12月 1日から施行する。